

特定非営利活動法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン
会 員 規 約

2004年7月制定
2006年4月定款変更に伴い改定
2011年8月定款変更に伴い改定
2012年7月改定
2013年8月定款変更に伴い改定
2016年9月定款変更に伴い改定

<目的>

第1条 本規約は、特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン(以下、HFH ジャパンという。)の定款に基づき、HFH ジャパンの会員について、その制度運営上必要な要件を定めたものである。

<会員の区分>

第2条 HFH ジャパンの会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法上の社員とする。

- (1) 正会員： HFH ジャパンの理念・目的に賛同して入会した個人、団体
- (2) 賛助会員： HFH ジャパンの目的に賛同し、その事業を賛助するために
入会した個人、団体

<入会手続き>

第3条 正会員として入会しようとする者は、別途定める入会申込書により申し込むものとする。正会員になるには、役員およびHFH ジャパン事務局の推薦に基づき、理事会の承認を要する。

2. 賛助会員として入会しようとする者は、別途定める入会申込書により申し込むものとする。賛助会員になるには、理事長の承認を要する。

<入会申し込み>

第4条 会員入会申し込みを希望する個人、団体は、以下の書類をHFH ジャパン事務局に提出するものとする。入会を認めない場合は、速かに、その旨、本人に通知するものとする。

- (1) 会員入会申込書(個人・団体用)
- (2) 会則等(団体)
- (3) 役職員、会員等の名簿(団体)
- (4) 個人・団体が発行する広報パンフレット類等(個人・団体)
- (5) その他、HFH ジャパンが必要と判断する資料

<義務>

第 5 条 正会員は、会費支払いの義務を負うほか、事業運営に関し、HFH ジャパンの要請に基づき、企画、運営、情報提供などにおいて協力を行う。

2. 賛助会員は、会員支払いの義務を負う。また、キャンパスチャプターは、本会員規約に加え、HFHI ならびに HFH ジャパンと締結する「カバナント」等を順守する。

<会費>

第 6 条 会費の金額は以下の通りとし、その入金方法は、別途定めに従うものとする。ただし、入会時の入会金は無しとする。

| 会員区分 | | 会費(月額) | 会費(年額ベース) | 備考 | |
|------|----|------------|-----------|-----------|-------|
| 正会員 | 個人 | 一般・学生 | 1,000 円 | 12,000 円 | 1 口以上 |
| | 団体 | 一般・学生 | 10,000 円 | 120,000 円 | 1 口以上 |
| 賛助会員 | 個人 | 一般 | 1,000 円 | 12,000 円 | 1 口以上 |
| | | 学生 | 500 円 | 6,000 円 | 1 口以上 |
| | 団体 | 営利団体 | 10,000 円 | 120,000 円 | 1 口以上 |
| | | 非営利・公共団体 | 5,000 円 | 60,000 円 | 1 口以上 |
| | | キャンパスチャプター | N/A | 20,000 円 | 1 口以上 |

<権利・特典>

第 7 条 正会員は、HFH ジャパン定款第 6 条、第 13 条、第 21 条の定めるところにより、以下の権利を有し、HFH ジャパンを構成し、運営にあたるものとする。

- ① 総会議決権を有すること
- ② 年次報告を受けること

2. 賛助会員は、以下の権利を有するものとする。

- ① 年次報告を受けること

<退会>

第 8 条 会員は、任意に退会できるものとする。ただし、退会を希望する会員は必ず HFH ジャパン事務局に連絡し、所定の退会届を提出するものとする。未払い会費等がある場合には、未払い費用の振込終了後、退会とみなす。

<資格の喪失>

第 9 条 会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失するものとする。

- (1) 退会届を提出し、受理された時(個人・団体)
- (2) 本人が死亡、または失踪宣告を受けた時(個人)
- (3) 団体が解散などの理由により消滅した時(団体)
- (4) 継続して1年以上会費を滞納した時(個人・団体)
- (5) 本規約第10条の規定により除名された時(個人・団体)

<除名>

第 10 条 会員が次の各号いずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) HFH ジャパンの定款または規則に違反した時
- (2) HFH ジャパンの名誉を傷つけ、または理念・目的に反する行為をした時
- (3) その他、HFH ジャパンが除名に値すると判断する行為をした時

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

<入会金及び会費の不返還>

第 11 条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

以上